

法人税割の税率 (法314条の6① 条例32条の5、32条の6)

税率	14.2%
中小法人等の課税の特例にかかる税率	12.3%
	資本金等の額(法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額をいう。)が <b>1億円以下</b> の法人若しくは資本若しくは出資を有しない法人(保険業法に規定する相互会社を除く。)又は市税条例第25条第3項において法人とみなされるものであって、かつ、法人税割の課税標準となる法人税額が、 <b>年2,000万円以下</b> の法人等(清算確定申告に係る清算事業年度を除く。)

均等割の税率 (法312条①)

区 分		税率
I	資本金等の額が50億円を超える法人で市内の事務所等の従業者数が50人を超えるもの	3,000,000円
II	資本金等の額が10億円を超え50億円以下である法人で市内の事務所等の従業者数が50人を超えるもの	1,750,000円
III	資本金等の額が10億円を超える法人で市内の事務所等の従業者数が50人以下であるもの	410,000円
IV	資本金等の額が1億円を超え10億円以下である法人で市内の事務所等の従業者数が50人を超えるもの	400,000円
V	資本金等の額が1億円を超え10億円以下である法人で市内の事務所等の従業者数が50人以下であるもの	160,000円
VI	資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下である法人で市内の事務所等の従業者数が50人を超えるもの	150,000円
VII	資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下である法人で市内の事務所等の従業者数が50人以下であるもの	130,000円
VIII	資本金等の額が1,000万円以下である法人で市内の事務所等の従業者数が50人を超えるもの	120,000円
IX	前各号に掲げる法人以外の法人等	50,000円